

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年12月22日(2016.12.22)

【公表番号】特表2016-501420(P2016-501420A)

【公表日】平成28年1月18日(2016.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2016-004

【出願番号】特願2015-541114(P2015-541114)

【国際特許分類】

H 01 R 4/48 (2006.01)

【F I】

H 01 R 4/48 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月31日(2016.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

母線(2)と、

母線(2)に支持された当接セクション(5)を有し、当接セクション(5)に隣接するばねアーチ(6)を有し、ばねアーチ(6)に隣接し且つ当接セクション(5)に向かい合って位置する操作セクション(7)を有し、および操作セクション(7)に隣接し且つ操作セクション(7)から母線(2)の方向に伸長する端子セクション(8)を有する端子ばね(4)であって、

端子セクション(8)が導体貫通開口(9)を有し、および母線(2)が導体貫通開口(9)内を通され、且つ接続されるべき導体のための端子位置が、母線(2)と、導体貫通開口(9)の境界を形成するクロスバー(10)との間に存在する、該端子ばね(4)と、

および操作要素(13)が開放位置に移動したとき、導体貫通開口(9)の境界を形成し且つ端子位置を形成するクロスバー(10)が母線(2)から離れるように、操作セクション(7)に力を与えるために可動支持されている該操作要素(13)とを備えたばね力端子接続部(1)において、

母線に対しておよび母線(2)に支持された当接セクション(5)に対して位置が固定された支持アーム(12、22)が、母線(2)の方向から端子セクション(8)内および/または操作セクション(7)内のスリット(9、20)を通して伸長すること、およびスリット(9、20)内を伸長する支持アーム(12、22)のセクションが端子ばね(4)の側部端縁間の領域内に配置され、および操作要素(13)が揺動可能または直線状に移動可能に支持アーム(12、22)に支持されていることを特徴とするばね力端子接続部(1)。

【請求項2】

支持アーム(12、22)が端子ばね(4)の幅の方向の中央に配置されていることを特徴とする請求項1に記載のばね力端子接続部(1)。

【請求項3】

支持アーム(12)が当接セクション(5)の延長部として端子ばね(4)と一体に成形され且つ操作セクション(7)の方向に折り曲げられていることを特徴とする請求項1または2に記載のばね力端子接続部(1)。

【請求項 4】

支持アーム（22）が端子ばね（4）の当接セクション（5）と母線（2）との間で支持されていることを特徴とする請求項1または2に記載のばね力端子接続部（1）。

【請求項 5】

支持アーム（12、22）が母線（2）から離れたその端部に揺動軸受を有すること、および操作要素（13）が揺動可能に揺動軸受内に支持されていることを特徴とする請求項1ないし4のいずれかに記載のばね力端子接続部（1）。

【請求項 6】

支持アーム（22）が母線（2）に固定され且つ操作要素（13）が母線に対して直線状に可動に支持アーム（22）に配置されていることを特徴とする請求項1または2に記載のばね力端子接続部（1）。

【請求項 7】

絶縁材ハウジング（29）と、および絶縁材ハウジング（29）内の請求項1ないし6のいずれかに記載の少なくとも1つのばね力端子接続部（1）とを備えた電気装置。